

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、鳥栖市長、吉野ヶ里町長、基山町長、上峰町長及びみやき町長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 2 年 1 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 作業種類 公共測量

(1) デジタルカラー撮影（地図情報レベル 1000）

(2) 写真地図作成（地図情報レベル 1000）

2 作業期間 令和元年 9 月 13 日から令和 2 年 3 月 19 日まで

3 作業地域 鳥栖市全域、神埼郡吉野ヶ里町全域並びに三養基郡基山町全域、上峰町全域及びみやき町全域